

住生活基本法案新旧対照条文 目次

一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）	1
二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	4
三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	6
四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	7
五 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法（平成十一年法律第百五十三号）	12
六 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）	13
七 マンションの建替への円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	14
八 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）	15
九 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	16

改 正 案

現 行

（公営住宅の計画的な整備）

第六条 公営住宅の整備は、住生活基本法（平成十八年法律第

号）第十七条第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）に基づいて行わなければならない。

（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助）

第七条 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。）の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて共同施設の建設等（国土交通省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用（当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。）の二分の一を補助することができる。

3・4 （略）
5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は

（公営住宅の計画的な整備）

第六条 公営住宅の整備は、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第六条第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画（以下単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。）に基づいて行わなければならない。

（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助）

第七条 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。）の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の建設等（国土交通省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用（当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。）の二分の一を補助することができる。

3・4 （略）
5 地方公共団体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住

共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

一・二 (略)

(借上げに係る公営住宅等の建設又は改良に係る補助)

第九条 (略)

2 (略)

3 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて公営住宅の借上げをする場合において第一項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該住宅又はその附帯施設の建設又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分として国土交通省令で定めるものに係る費用(以下この条及び次条において「住宅共用部分工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が住宅共用部分工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

4 国は、事業主体が都道府県計画に基づいて共同施設の借上げをする場合において第二項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該施設の建設又は改良に要する費用のうち国土交通省令で定める施設に係る費用(以下この条において「施設工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が施設工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助することができる。

5・6 (略)

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 国は、第七条第一項若しくは第八条第三項の規定による

宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

一・二 (略)

(借上げに係る公営住宅等の建設又は改良に係る補助)

第九条 (略)

2 (略)

3 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の借上げをする場合において第一項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該住宅又はその附帯施設の建設又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分として国土交通省令で定めるものに係る費用(以下この条及び次条において「住宅共用部分工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が住宅共用部分工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

4 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の借上げをする場合において第二項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該施設の建設又は改良に要する費用のうち国土交通省令で定める施設に係る費用(以下この条において「施設工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が施設工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助することができる。

5・6 (略)

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 国は、第七条第一項若しくは第八条第三項の規定による

国の補助を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県計画に基づいて借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

2
4
(略)

国の補助を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

2
4
(略)

改 正 案	現 行
<p>（都市再開発方針等）</p> <p>第七条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針（以下「都市再開発方針等」という。）で必要なものを定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）<u>第四条第一項</u>の規定による住宅市街地の開発整備の方針</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（都市計画基準）</p> <p>第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p>	<p>（都市再開発方針等）</p> <p>第七条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針（以下「都市再開発方針等」という。）で必要なものを定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）<u>第三条の六第一項</u>の規定による住宅市街地の開発整備の方針</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（都市計画基準）</p> <p>第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p>

四 住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四條第一項に規定する都市計画区域について、良好な住宅市街地の開発整備が図られるように定めること。

五〇十八 (略)

二〇六 (略)

四 住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三條の六第一項に規定する都市計画区域について、良好な住宅市街地の開発整備が図られるように定めること。

五〇十八 (略)

二〇六 (略)

改 正 案	現 行
<p>（参加組合員としての参加の機会の付与）</p> <p>第十三条 第五条の規定により住宅建設の目標が定められた第一種市街地再開発事業に関し第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域において<u>住宅生活基本法（平成十八年法律第 号）</u>第二条第二項に規定する公営住宅等を建設することが適当と認められる者に対して、これらの者が参加組合員として参加する機会を与えなければならない。</p> <p>（参加組合員）</p> <p>第二十一条 前条に規定する者のほか、<u>住宅生活基本法</u>第二条第二項に規定する公営住宅等を建設する者、不動産賃貸業者、商店街振興組合その他政令で定める者であつて、組合が施行する第一種市街地再開発事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。</p>	<p>（参加組合員としての参加の機会の付与）</p> <p>第十三条 第五条の規定により住宅建設の目標が定められた第一種市街地再開発事業に関し第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域において住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第三条に規定する公的資金による住宅を建設することが適当と認められる者に対して、これらの者が参加組合員として参加する機会を与えなければならない。</p> <p>（参加組合員）</p> <p>第二十一条 前条に規定する者のほか、<u>住宅建設計画法</u>第三条に規定する公的資金による住宅を建設する者、不動産賃貸業者、商店街振興組合その他政令で定める者であつて、組合が施行する第一種市街地再開発事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。</p>

改 正 案

現 行

<p>目次 第一章（略） 第二章 住宅市街地の開発整備の方針等（第四条・第四条の二） 第三章～第八章（略） 附則</p>	<p>目次 第一章（略） 第二章 住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等（第三条の二） ——第四条の二—— 第三章～第八章（略） 附則</p>
<p>（目的） 第一条 この法律は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給を促進するため、住宅市街地の開発整備の方針等について定めるとともに、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における住宅地の整備又はこれと併せて行う中高層住宅の建設並びに都心共同住宅供給事業について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、大量の住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備とを図り、もつて大都市地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第二章 住宅市街地の開発整備の方針等</p>	<p>（目的） 第一条 この法律は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給を促進するため、住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等について定めるとともに、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における住宅地の整備又はこれと併せて行う中高層住宅の建設並びに都心共同住宅供給事業について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、大量の住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備とを図り、もつて大都市地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第二章 住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等</p> <p>（供給基本方針） 第三条の二 国土交通大臣は、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、当該圏域における住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、大都市地域（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。以下この章において同じ。）における住宅及び住宅地の供給に関する基本方針（以下この章において「供給基本方針」という。）を定めるものとする。</p>
<p>（削る。）</p>	

(削る。)

- 2| 供給基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一| 大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する基本的な事項
 - 二| 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の目標年次並びにその全域及び都府県に係る区域別の目標量
 - 三| 前号の目標量を達成するために必要な住宅及び住宅地の供給の促進に関する基本的施策
 - 3| 供給基本方針は、居住環境の良好な住宅に対する需要に配慮するとともに、市街地における土地の有効利用による住宅の供給及び住宅市街地の計画的な開発並びに居住に関する機能の低下を来している大都市地域内の都心の地域及びその周辺の地域における居住に関する機能の向上を総合的に推進することを旨として、定めるものとする。
 - 4| 供給基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画及び住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第五条第一項の規定による地方住宅建設五箇年計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 5| 国土交通大臣は、供給基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都府県の意見を聴かなければならない。
 - 6| 国土交通大臣は、供給基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都府県に送付しなければならない。
 - 7| 前二項の規定は、供給基本方針の変更について準用する。
- (供給計画)
- 第三条の三 東京都、大阪府その他の住宅の需要の特に著しい政令で定める都府県は、供給基本方針に即して、当該都府県に係る区

(削る。)

- 域における住宅及び住宅地の供給に関する計画（以下この章において「供給計画」という。）を定めるものとする。
- 2 供給計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住宅及び住宅地の供給に関する方針
 - 二 当該都府県に係る区域における地域別の住宅及び住宅地の供給の目標年次及び目標量
 - 三 前号の目標量を達成するために必要な住宅及び住宅地の供給の促進に関する施策
 - 四 住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項並びに当該地域における住宅及び住宅地の供給の促進策
 - 3 供給計画は、住宅建設計画法第六条第一項の規定による都道府県住宅建設五箇年計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
 - 4 都府県は、供給計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
 - 5 都府県は、供給計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村に送付しなければならない。
 - 6 国土交通大臣は、前項の規定により供給計画について報告を受けたときは、都府県に対し、必要な助言をすることができる。
 - 7 前三項の規定は、供給計画の変更について準用する。
- (国及び関係地方公共団体等の責務)
- 第三条の四 国及び関係地方公共団体は、供給基本方針及び供給計画の達成のため、住宅又は住宅地の供給に関する事業の実施、相当規模の住宅又は住宅地の供給に関する事業を行う者に対する助言、指導等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 独立行政法人都市再生機構、関係地方住宅供給公社、関係土地開発公社及び日本勤労者住宅協会は、供給基本方針及び供給計画

(削る。)

(住宅市街地の開発整備の方針)

第四条 大都市地域(その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。)に係る都市計画区域で住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備を図るべきものとして国土交通大臣が指定するものにおいては、都市計画に、次に掲げる事項を明らかにした住宅市街地の開発整備の方針を定めなければならない。

一・二 (略)

2 住宅市街地の開発整備の方針は、住生活基本法(平成十八年法律第十七号)第十七条第一項に規定する都道府県計画のうち同条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に適合するように定めなければならない。

3 (略)

(監視区域の指定)

第四条の二 (略)

(削る。)

の達成に資することとなるように、住宅又は住宅地の供給に関する事業を実施するよう努めなければならない。

(助言、指導その他の援助)

第三条の五 国は関係都府県及び関係市町村に対し、関係都府県は関係市町村に対し、供給基本方針及び供給計画の達成のため、当該都府県又は市町村における住宅及び住宅地の計画的な供給に關し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(住宅市街地の開発整備の方針)

第三条の六 大都市地域に係る都市計画区域で住宅及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備を図るべきものとして国土交通大臣が指定するものにおいては、都市計画に、次に掲げる事項を明らかにした住宅市街地の開発整備の方針を定めなければならない。

一・二 (略)

2 住宅市街地の開発整備の方針は、供給計画に適合するように定めなければならない。

3 (略)

(監視区域の指定)

第三条の七 (略)

(宅地開発協議会)

第四条 大都市地域において住宅市街地を計画的に開発する事業の促進に關し必要な協議を行うため、首都圏、近畿圏及び中部圏の

(削る。)

各圏域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係行政機関、関係都府県、関係のある指定都市及び独立行政法人都市再生機構（以下この条において「国の行政機関等」という。）により、宅地開発協議会を組織する。

2 前項の協議を行うための会議（次項において「会議」という。）

は、国の行政機関等の長又はその指名する職員及び宅地開発協議会が委嘱する関係市町村の長をもつて構成する。

3 会議において協議が調った事項については、国の行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 宅地開発協議会の庶務は、国土交通省において処理する。

5 前項に定めるもののほか、宅地開発協議会の運営に関し必要な事項は、宅地開発協議会が定める。

(国の配慮)

第四条の二 国は、この章に定める施策を進めるに当たっては、関係都府県と密接に連絡し、その立場を尊重するものとする。

五 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法（平成十一年法律第百五十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（住宅困窮者のための良質な公共賃貸住宅の供給の促進） 第三条（略） 2 住生活基本法（平成十八年法律第 号）第十五条第一項に規定する全国計画は、前項の趣旨を参酌して策定されなければならない。</p>	<p>（住宅困窮者のための良質な公共賃貸住宅の供給の促進） 第三条（略） 2 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第四条第一項に規定する住宅建設五箇年計画は、前項の趣旨を参酌して策定されなければならない。</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>

六 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基本方針） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、住生活基本法（平成十八年法律第 号）第十 五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなけれ ばならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>	<p>（基本方針） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>

七 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（基本方針） 第四条（略） 2（略） 3 基本方針は、住生活基本法（平成十八年法律第 号）第十 五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなけれ ばならない。 4（略）</p>	<p>（基本方針） 第四条（略） 2（略） 3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（労働金庫法等の一部改正）</p> <p>第三十二条 次に掲げる法律の規定中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 住生活基本法（平成十八年法律第 号）第二条第二項第三号及び第十八条第三項</p> <p>三 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（労働金庫法等の一部改正）</p> <p>第三十二条 次に掲げる法律の規定中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第三条第三号</p> <p>三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）、建設業法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、住生活基本法（平成十八年法律第 号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）<u>第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）、建設業法、<u>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）<u>第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></u></p> <p>2 (略)</p>